

外来腫瘍化学療法診療料 1 の施設基準に係る揭示

当院では、患者さんが安心して治療を受けていただけるよう、以下の体制を整備し、「外来腫瘍化学療法診療料 1」を算定しています。

- ・ 専任の医師、看護師又は薬剤師を院内に常時 1 人以上配置し、患者さんからの電話等による緊急の相談等に 24 時間対応できる連絡体制を整備しています。
- ・ 急変時等の緊急時に入院できる体制を確保しています。
- ・ 実施される化学療法のレジメン（治療内容）の妥当性を評価し承認する委員会を開催しています。

また、「外来腫瘍化学療法診療料 注 8 連携充実体制加算」の施設基準に基づき、化学療法レジメンに関する情報提供や副作用等の問い合わせに対する体制を整備しています。